

議会だより ふたば

第148号
令和6年9月

発行：双葉郡双葉町議会
編集：双葉町議会報編集委員会
〒979-1495
福島県双葉郡双葉町大字長塚字町西73番地4
☎ (0240) 33-0309



ようこそ おかえりなさい 双葉町 ~えきにし住宅 全戸完成~

主な内容

- 令和6年第2回定例会
 - ・このようなことが決まりました……………P 2～ 3
 - ・常任委員会報告・意見書・採決状況……………P 4～ 5
 - ・一般質問……………P 6～ 8
- 視察・研修・常任委員会レポート……………P 9
- タブレットを試験的に導入しています……………P 10～ 11
- 議会のうごき……………P 12



が 決 ま り ま し た

令和 6 年度 一般 会計 補正 予算

5 億 235 万 6 千 円 追 加
 総 額 163 億 5,235 万 6 千 円 に

令和 6 年 第 2 回 議 会 定 例 会 は、6 月 12 日 及 び 13 日 の 2 日 間 の 日 程 で 開 け ら れ ま し た。
 条 例 の 一 部 改 正、財 産 の 取 得、補 正 予 算、農 業 委 員 会 委 員 の 任 命 同 意 な ど が 提 出 さ れ、い ず れ も 原 案 の と お り 可 決 さ れ ま し た。
 内 容 は 次 の と お り で す。

主 な 補 正 予 算

令 和 6 年 度 双 葉 町 一 般 会 計 補 正 予 算

- 倉庫収蔵量調査業務委託料..... 4,000,000円
- 倉庫整備測量地質調査業務委託料..... 30,000,000円
- 復興まちづくり支援業務委託料..... 29,546,000円
- 移住定住支援体制整備等業務委託料..... 13,616,000円
- コミュニティーセンター改修発注者支援業務委託料
..... 44,100,000円
- コミュニティーセンター改修設計業務委託料
..... 25,500,000円
- コミュニティーセンター駐輪場解体工事請負費
..... 3,500,000円
- 低所得者支援及び定額減税補足給付金給付業務委託料
..... 9,377,000円
- 低所得者支援及び定額減税補足給付金
..... 65,300,000円
- 児童手当システム改修業務委託料..... 4,158,000円
- 地域防災計画修正等支援業務委託料..... 3,500,000円
- 防災備蓄倉庫購入費..... 9,900,000円
- 双葉町文化財保存活用事業補助金..... 6,412,000円

令 和 5 年 度 双 葉 町 一 般 会 計 補 正 予 算

- 物価高騰こども加算生活支援給付金
..... 3,850,000円

財 産 の 取 得 に つ い て

双葉町コミュニティセンター
 区分所有権
 建物の面積 140.79㎡
 取得金額 20,046,000円
 契約の相手先 双葉町商工会

令 和 5 年 度 繰 越 予 算

事 業 名		繰 越 額
一 般 会 計	中野地区復興産業拠点整備事業業務委託料	3,124円
	双葉駅西地区住宅団地等整備事業業務委託料(第一地区分)	2,891円
	復興まちづくり支援事業(アクティビティエリア基本計画検討)	22,887,000円
	住基・戸籍システム改修事業	12,797,000円
	寺内前霊園上下水道接続事業	3,720,000円
	双葉駅東地区商業施設整備用地雨水管切替事業	33,000,000円
	根小屋橋補修事業	35,260,000円
	戒川橋改良事業	14,000,000円
	消防ポンプ車購入	57,000,000円
公共下水道 事業特別会計	双葉駅西側第一地区下水道施設整備事業	2,031円

第2回
定例会
6月12日～13日

このようなこと

条例の一部改正

- **双葉町税条例の一部改正（専決）**
地方税法等の一部を改正する法律等が令和6年4月1日から施行されたことに伴う所要の改正。
- **双葉町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部改正**
指定管理者の指定の手續等に関し必要な事項を規定するため改正。
- **職員の給与に関する条例の一部改正**
職員の自動車等の使用距離に応じた通勤手当額の上限額を改正。
- **双葉町特定復興産業集積区域における町税の特例に関する条例の一部改正**
東日本大震災復興特別区域法第43条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正に伴う改正。
- **双葉町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部改正**
地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令の一部改正に伴う改正。
- **双葉町国民健康保険税条例の一部改正**
令和6年度双葉町国民健康保険税の課税額算定に伴う、医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分それぞれの税率を改正。

令和6年第2回議会定例会において提出された議案に係る審議において、主な質疑内容・討論は次のとおりです。

双葉町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部改正について

質疑内容

【問】岩本久人

この条例の改正の目的、改正によってどのように変わるか伺う。また、利用者のサービス向上のためにも評価あるいは検証、場合によっては指導をどのように事業者に行っているのか伺う。

【答】総務課長

ほかの自治体の条例を参考に必要を改正を行うもの。主な改正内容としては、今後指定管理者を公募する際に、施設の準備段階から準用できるように改正するものである。指定管理者からは、年度末に業務の報告があるほか、年度の途中にあたっては、所管課と調整しながら指示に従い、業務を遂行させる運営等を行っている。

令和6年度双葉町一般会計補正予算（第1号）

質疑内容

【問】菅野博紀

倉庫整備測量地質調査委託料であるが、地質を調査する建設候補地の地盤がよくないように思う。技術的に倉庫を建てられたとしても、建設経費が多くかかることが懸念される。備蓄倉庫や避難所も兼ねることを想定するとほかに公有地で候補地があるように思う。また、旧役場庁舎の西側駐車場であれば旧役場を建てた時の地質調査データがあり、今回測量地質調査をする必要はないのではないかと。

【答】総務課長

候補地は旧役場庁舎の西側の駐車場を想定しており、理由としては旧役場庁舎内に多くの公文書が存在しているため、運搬の効率性も考えて適地であると判断した。倉庫整備にあたってどの程度の対策が必要なのかを含めて調査を行う。また、リスクを分散するという意味で、備蓄倉庫や避難所を兼ねるものではない。旧役場庁舎を建設してから約40年経過するので、今回の地質調査費用を計上した。

【討論】

反対

菅野弘紀…地質調査に費用がかかるということは理解できるが、調査の対象地が倉庫建設にあたって余分な予算を必要とする対象地であるため、調査費用の予算の計上に反対である。

賛成

高萩文孝…対象地の選定理由について、公文書の移動のコストを考えると最適と考えるので、調査費用の予算の計上に賛成である。

双葉町農業委員会の委員の任命同意

- ・井戸川 弘 幸 氏(中田)
- ・志 賀 睦 氏(鴻草)
- ・林 和 男 氏(羽鳥)
- ・鶴 沼 久 江 氏(細谷)
- ・大 森 成 広 氏(三字)
- ・澤 上 榮 氏(羽鳥)
- ・山 田 和 男 氏(山田)
- ・木 幡 治 氏(羽鳥)

産業厚生常任委員会報告

【委員】岩本久人委員長、山根辰洋副委員長、作本信一委員、高萩文孝委員

【事件名】双葉町内の住民福祉と地域コミュニティの現状と今後について

【調査の目的】双葉町内に帰還された町民の方や移住された町民の方が町内で抱えている住民福祉や地域コミュニティの課題を理解し、自助・共助・公助による課題解決の糸口を見つけ出し、町内での暮らしの充実につなげるために委員会調査を行う。

【調査日】令和6年4月5日、4月30日

【調査の内容】住民生活課、健康福祉課に対してヒアリングを実施（4月30日）

【調査を受けての委員会提案】

調査の結果、職員も町内に居住されている町民に対してきめ細やかに対応したい気持ちがあるものの、職員が支所などに分散していることなどから対応に苦慮している様子が伺えた。また、現時点では町内居住者数と町外居住者数に差があるため、町内の住民福祉や地域コミュニティに関して町民の自助による部分が多くを占めている印象を受けた。町内居住者、町外居住者どちらも町民であり、どちらの暮らしの充実も重要であるという町の考え方も十分に理解したが、早期に町内に居住する町民に寄り添った生活支援に取り組むことが今後の町内での暮らしの充実につながるという委員の一致した意見である。

- 【委員会提案】
- ① 専門性のある外部機関との連携
 - ② 復興支援員制度などを活用したニーズ調査
 - ③ 町民との協働のまちづくりによる課題解決
 - ④ 安心して暮らせる環境づくりを進めること



動画でも視聴可能です。

議員発議 総務教育常任委員会に付託された陳情の採択を受け、小川議員より下記のとおり意見書（案）が提出され、全会一致で可決し関係機関に意見書を送付しました。

国の「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書

東日本大震災から13年が経過しました。東日本大震災で被災をし、経済的理由により就学等が困難な子どもを対象に、「被災児童生徒就学支援等事業」が全額国庫負担の単年度の交付金事業として行われています。令和6年度も、東日本大震災復興特別会計による被災児童生徒就学支援等事業として計上され、6.9億円が予算化されています。

この事業を通して、幼稚園児等の就園支援、小中学生に対する学用品等の援助や通学支援（スクールバス運行による通学手段の確保にかかる経費を含む。）、高校生に対する奨学金支援、特別支援学校等に在籍する児童生徒への就学奨励、私立学校及び専修学校・各種学校の授業料減免などが実施されています。被災した子どもたちには、学校で学ぶための極めて有効な支援事業として機能しています。

令和3年3月9日、『「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針の変更について』が閣議決定されました。その中で令和3年度から令和7年度までの5年間を新たな復興期間として「第2期復興・創生期間」と位置づけ、令和3年度以降の復興の円滑かつ着実な遂行を期するための取り組みが進められています。子どもの就学支援についても「支援の必要な子どもの状況等、事業の進捗に応じた支援を継続する」としています。

「被災児童生徒就学支援等事業」での「原子力災害被災地域」は小・中・高等学校、特別支援学校、私立学校、専修学校・各種学校を対象とした就学援助、就学奨励、奨学金などの就学時支援事業等についても継続となりました。今日においても、福島県では、令和5年4月1日時点で約3千7百人（自主避難を除く。）もの子どもたちが県内外で避難生活を送っています（福島県子ども・青少年政策課公表）。経済的な支援を必要とする子どもたちは多く、子どもたちの就学・修学のためには、長期的な支援がなくてはなりません。学校現場からも事業の継続を強く望む声が届いています。事業に係る予算措置は単年度のため、事業が終了、もしくは規模が縮小することとなれば、自治体負担となることも危惧されます。

福島の復興・再生に向けて手厚い支援が実施されていますが、引き続き被災者に寄り添う「被災児童生徒就学支援等事業」による就学支援は必要です。予算措置が単年度で事業終了となれば、被災児童生徒の就学支援に格差が生じることも危惧されます。令和7年度においても本事業を継続し、必要な財政措置を行い、被災した子どもたちに継続した就学支援を実施できるようにする必要があります。このような理由から、下記の事項の実現について強く要望します。

1. 東日本大震災によって経済的に困窮している家庭の子どもたちの就学・修学を保障するため、令和6年度においても、全額国庫で支援する「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、十分な就学支援に必要な予算確保を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年6月12日

復興大臣、文部科学大臣、総務大臣、財務大臣 宛

福島県双葉町議会

6月定例会の採決状況

件名	議席番号	1	2	3	4	5	6	7	8
	議決結果	山根辰洋	小川貴永	作本信一	石田翼	菅野博紀	岩本久人	高萩文孝	伊藤哲雄
専決処分の承認について 専決第2号 令和5年度双葉町一般会計補正予算(第8号)	承認	○	○	○	欠	○	○	○	—
専決処分の承認について 専決第3号 双葉町税条例の一部改正について	承認	○	○	○	欠	○	○	○	—
双葉町公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例の一部改正について	原案可決	○	○	○	欠	○	○	○	—
職員の給与に関する条例の一部改正について	原案可決	○	○	○	欠	○	○	○	—
双葉町特定復興産業集積区域における町税の特例に関する条例の一部改正について	原案可決	○	○	○	欠	○	○	○	—
双葉町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部改正について	原案可決	○	○	○	欠	○	○	○	—
双葉町国民健康保険税条例の一部改正について	原案可決	○	○	○	欠	○	○	○	—
財産の取得について	原案可決	○	○	○	欠	退※	退※	○	—
令和6年度双葉町一般会計補正予算(第1号)	原案可決	○	○	○	欠	●	○	○	—
双葉町農業委員会の委員の任命について	同意	○	○	○	欠	○	○	○	—
双葉町農業委員会の委員の任命について	同意	○	○	○	欠	○	○	○	—
双葉町農業委員会の委員の任命について	同意	○	○	○	欠	○	○	○	—
双葉町農業委員会の委員の任命について	同意	○	○	○	欠	○	○	○	—
双葉町農業委員会の委員の任命について	同意	○	○	○	欠	○	○	○	—
双葉町農業委員会の委員の任命について	同意	○	○	○	欠	○	○	○	—
双葉町農業委員会の委員の任命について	同意	○	○	○	欠	○	○	○	—
国の「被災児童生徒就学等支援事業」の継続と被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書案	原案可決	○	○	○	欠	○	○	○	—

○：賛成 ●：反対 欠：欠席 退：退席

※直接の利害関係人に該当するため、地方自治法第117条の規定による退席。

議会の定例会は年4回（3月、6月、9月、12月）開催されます。

傍聴もできますのでお気軽にお越しください。

定例会の日程については、ホームページでお知らせいたします。

【お問い合わせ先】 議会事務局 ☎0240-33-0309

町政に切り込む!

一般質問

一般質問とは、議員が町の行政全般にわたり、執行機関に対し事務の執行の状況及び将来に対する方針等について所信をたずめるものです。

ここでは6月定例会に行われた一般質問の中で、特に注目したい質問を取り上げます。



【菅野 博紀 議員】

1. 原子力損害賠償について 
2. 町内の除染について
3. 東京電力ホールディングスの事故対応を
当町独自の税の課税について



【山根 辰洋 議員】

1. まちづくり基本条例の検討について
2. 人材育成基本方針の策定について 





菅野 博紀 議員

答

問

被害実態に即した賠償が迅速に行われるよう国、東京電力に求める

業種や職位による賠償期間、金額の違いに町の考えは



動画でも視聴可能です。

●原子力損害賠償について
質 問

土地の賠償について、国が示した中間貯蔵用地での金額と東京電力が示した金額で相違があると思う。また、業種や職位によって対象となる賠償の期間や金額についても違いがある。町はどのように考えているのか伺う。

町長答弁

東京電力が示している財物賠償の算定方法によると、固定資産税評価額を基に、土地係数を乗じるなどして算定されている。国が示した中間貯蔵施設用地の金額の算定については、国との補償契約等を締結した時点の不動産鑑定評価額を基準としているため、原発事故後の価格が基準となつて

いる。したがって、賠償金と補償金という性格の異なる事柄について、一律に比較できるものではないと考えている。次に、業種や職位、避難先や家族の状況により、ADRの賠償実務を踏まえて町民それぞれの状況によって賠償額は異なる認識している。それぞれの立場に即した賠償が迅速かつ柔軟にされるよう、国、東京電力に求めていく。

再質問

漁業や農業の賠償は継続しているのに、商工業など他の職種の賠償は終了している。また、給与は保証されるのに、報酬は保証されない。報酬は生活給ではないと言われるが生活給であると思う。これまで、事業者から町が税金をいたしていたので、町が交渉の間

に入るべきと思うが考えを伺う。

町長答弁

農業、農林水産業、商業、様々な職種によって、賠償の多寡や期間の長さも異なっています。それぞれに被害実態、被害実情というのは違うので、被害に即した賠償を原子力損害賠償審査会や東京電力にいつも申し入れている。町としては、少なくとも日常生活阻害慰謝料は令和4年8月30日まで継続されるのが当然と考えている。

再々質問

町は言っているだけで何もしていないという思いを抱えた町民が多い。個人が強く申し入れをしたら暴動のように捉えられて問題となる。町が言う

町長答弁

ので、なぜ、県の出した条件をのんでいるのに、町が出した条件をのんでくれないのか、強く申し入れしていただきたいと考えているが町長の考えを伺う。

<菅野議員のその他の質問（概要）>

●町内の除染について

質 問：除染後、放射線量が上昇した場所と原因と対策は。

町長答弁：町内の5カ所で放射線量の有意な上昇が確認され、必要な対策の検討を進めていると報告を受けている。

再 質 問：避難指示解除したものの、すぐに対処しなければ町民は町に帰還できないし、帰還の判断もできない。このことについて考えを伺う。

町長答弁：早急な原因解明とフォローアップ除染を国に働きかけている。

再々質問：年間追加被ばく線量が1ミリシーベルトではなく20ミリシーベルトで話されているのがおかしい。高速道路無料化も被災者からお願いしているのもおかしい。町長の考えを伺う。

町長答弁：毎時3.8マイクロシーベルト以下の基準は避難指示解除3要件の1つなので最初から変わっていない。被災者側から発信していかないと支援策の継続が難しくなっているのが現実である。

●東京電力ホールディングスの事故対応と当町独自の税の課税について

質 問：処理水の海洋放出や廃棄物に当町独自の税を課税してはどうか。

町長答弁：持続可能な財政運営に取り組んでおり、法定外税については検討していない。

再 質 問：町の将来を考えるのであれば、交付金運営や各種支援策に頼らずに、町独自で税金を課税すべきであるがどうか。

町長答弁：優良企業の誘致など、町独自にいろいろなことを検討して取り組んでいく。



山根 辰洋 議員

●人材育成基本方針の策定について

質問

生産年齢人口の減少、働き手側の価値観の多様化、デジタル社会の進展等により地方公共団体を巻き込む状況が大きく変化している中、総務省においては、平成9年に策定された指針を大幅に改正した「人材育成・確保基本方針策定指針」を令和5年12月に定めた。当町において、昨今の社会情勢の変化に加え、原動力災害からの復旧復興という大きな課題に対し、より専門性の高い人材の育成や確保、管理職の育成などが重要な取組になると考えられ、総務省の指針を踏まえた人材育成方針をこれまで作成した経緯があるか、また、

問

双葉町職員人材育成基本方針の見直しをする考えはあるか伺う

答

複雑多様化する行政課題に対応する上で、新たな人材育成基本方針を策定する必要があると考える

町長答弁

指針の改正を踏まえ、今後策定または見直しする考えがあるか伺う。

当町では地方分権推進の要である職員の人材育成を推進するため、平成18年3月に双葉町が求める職員像や職員に必要な具体的能力など、主要6項目による双葉町職員人材育成基本方針を策定している。

一方、策定から18年が経過し、東日本大震災及び原子力発電所事故の発生による町を取り巻く状況が大きく変化している中、町の復旧復興事業をさらに前進させるため、住民の帰還・移住・定住の促進施策はもとより、複雑多様化する行政課題に対応する上で、人材育成や人材確保に加えて、職場環境の整備やデジタ

再質問

新たな人材育成基本方針の策定が必要であるという答弁を踏まえ、一般的な考え以外に、町長が考える双葉町が今置かれている状況に必要と考え方や仕事の向き合い方、どのようなスキルが必要と考えているか、町長の考えを伺う。

採用職員試験を受けていただくだけでなく、採用試験を受けても内定辞退も多い。また現職の職員のメンタルヘルスの状態も芳しくなく、休職している職員もいるのが現状である。ポジティブな姿勢で仕事をしていただけることが職員に必要な資質であると考えている。

またスキルアップの面では各自自治体や国から支援できていただいている職員からプロパシーの職員も刺激を受けてスキルアップできるように、また国に将来有望な職員を派遣し、その職員が町に戻ってきたときに周りに良い影響を与えられるような取組もしている。

再々質問

現在、課長が兼務されており、課題もあると思う。執行を担うようなそういった人材に対してどんなアプローチをかけていく必要があるかと考えているか伺う。

課長職は今併任していただいているのが2人。組織の改編というのも、今検討しなくてはならない時期であると感じている。震災以降、途中で退職していった職員が多かったことで、今弊害が出ている。組織の改編で解決できなければ外部から人材を求めることと

身者ではないため、町民の顔を覚えられない。また、数十年前の方には新採用試験を受けてもらえないように、10倍採用試験方法を改めて採用試験を受けてもらえないように、10倍

<山根議員のその他の質問 (概要)>

●まちづくり基本条例の検討について

質問：まちづくり基本条例のその必要性について、町長の考えを伺う。

町長答弁：引き続き復興まちづくり計画に基づく復旧復興事業に取り組んでいくとともに、これから本格化を迎える町の復興事業の財源確保に向けて国へしっかりと要望していく考えである。

再質問：双葉町の個性や大切にすべき事柄は何だと考えるか。町民憲章も踏まえながら、双葉町にとって大切にしていけるべきことは何か、町長の考えを伺う。

町長答弁：まだ町として将来の方向性はいろいろと手探り状態でやっているというのが現状であり、帰還した町民や移住者が一緒にこの町の復興を遂げていくために協働、共生できるような環境になっていくということが、町の存続に関わっていくと考えている。

再々質問：個性あるまちづくりを進めるために、開発基準やテーマの設定、仕組みの制度化も重要だと思うが、町長が考える重要な基準やテーマにどのようなものがあるか伺う。

町長答弁：土地開発などの開発基準にしても、将来的に町の不利益、町民の不利益にならないというのが一番ベースだろうと思う。11年5カ月もふるさとに戻れなかった町で、自分たちが戻って生活をする上において、やはり環境というのは十分に理念として掲げなくてはならないのではないのかと思う。



動画でも視聴可能です。

埼玉県加須市議会 正副議長 7月17日 来町

友好都市盟約を締結している埼玉県加須市議会の田中良夫議長と原田悟副議長が7月17日に来町されました。伊藤議長とともに双葉町産業交流センターや東日本大震災・原子力災害伝承館を視察され、意見交換を行いました。

議会報編集委員会 福島県町村議会広報研修会

7月2日、福島市の「とうほう・みんなの文化センター」において、県内町村議会広報編集委員を対象とした研修会が行われ、議会報編集委員が参加しました。

参加した委員は「広報・広聴ツールとしての議会報」について、理解を深めました。



原子力損害賠償紛争審査会 町内視察 7月23日

原子力損害賠償紛争審査会委員7名は、特定帰還居住区域（昨年12月20日から除染・解体に着手している下長塚地区）を視察し、双葉町役場にて伊澤町長、伊藤議長等と意見交換を行いました。

意見交換に先立ち、町・町議会連名で原子力損害賠償紛争審査会に対し、町民一人ひとりの被害に対する早急かつ確実な賠償と生活再建の実現に向けた要望書を手交しました。

【要望の概要】

- 避難費用及び日常生活阻害慰謝料の賠償となる期間を、少なくとも当町の特定復興再生拠点区域が解除された令和4年8月30日までとするよう見直すこと。
- 東京電力が迅速かつ円滑に賠償できるよう原子力損害賠償紛争解決センター和解事例を指針に反映すること。
- 営業損害及び就労不能損害については、一括賠償後においても、損害が継続または発生しているかを詳細に調査し、地域の現状や特殊性、個別具体的な事情をしっかりと把握した上で、確実かつ迅速な賠償の実施について審議すること。



要望書手交の様子

産業厚生常任委員会レポート

【委員】岩本久人委員長、山根辰洋副委員長、作本信一委員、高萩文孝委員

【調査事項】避難指示解除区域と特定帰還居住区域の除染・解体の現状と今後について

【調査日】7月19日、7月26日、8月7日、8月22日

【調査方法】・住民生活課建設課農業振興課から聞き取り調査
・特定帰還居住区域の現地調査

【主な調査事項】

- ・特定帰還居住区域の除染・解体スケジュール
- ・特定帰還居住区域の解除までのスケジュール
- ・特定帰還居住区域について、生活圏の考え方
- ・避難指示解除区域と特定帰還居住区域の農地の除染の状況と今後のスケジュール



現地調査の様子



今後調査結果をまとめ、第3回議会定例会にて報告する予定です。

試験的に導入しています

Q なぜタブレットの導入を検討しているの？

A 昨今のデジタル社会の進展により、議会 ICT 化の取組が全国的に広がっています。

当議会でも迅速な情報収集・共有や事務の効率・省力化が図れるものとして、タブレット端末導入の検討を進めることとなりました。

現在は議会運営委員会を中心に、先進地事例の調査を行うとともに、使用上のルールなどを話し合っています。



Q 主な使い方のルールは？

A 会議においては、議題に直接関係する情報・資料の閲覧と会議内容の記録のために使用することとしています。

また、会議中の禁止事項やタブレット使用にあたっての遵守事項なども定めています。

タブレットを使って感想を送っていただきました！

伊藤議長

大変見やすく使いやすいです。特に、スケジュールは見やすいです。

タブレットで資料に書き込みができない点は少し不便に感じています。また、資料によっては、紙で印刷して保管したほうがいいものもあると思うので、本格運用の際には、書き込みができて、印刷も可能だとよいと思います。

高萩副議長

時間や場所に縛られることなくスケジュールや資料の閲覧ができる。資料の拡大や検索も容易にできる。資料の共有も簡単にできる。

紙の文書だと劣化や破損の心配もあるが、紛失や盗難のおそれもなくセキュリティもすぐれている。

岩本議員

本会議や全員協議会等ペーパーレスで閲覧できることは事務の効率化・省力化につながる。

掲示板での情報共有はスピード感が重要で町行事イベント、福島第一原子力発電所、中間貯蔵関連情報を瞬時に見られる。カレンダーは正副議長をはじめ議会の動きがわかるのがよい。もっと理解を深めるなら必要に応じて写真、内容についても掲載してほしい。

菅野議員

重い資料を持ち歩かなくても会議に関係する資料が見られる。簡単な操作で資料を切り替えられるので、必要な情報がすぐに見られる。

今後は、議会事務局で閲覧用に備えてる資料もタブレットに入れてもらえるとう助かります。



タブレットを

Q 会議のほかではタブレットをどのように使っているの？

A コミュニティツールを活用し、町からの情報を共有したり、議員同士また議員と議会事務局とで連絡調整などに使用しています。

また、正副議長の予定を含め議会関係のスケジュールの共有にも使用しています。

委員会では会議録を確認したり、撮影した写真の共有などに使われています。

議会報編集委員会では、タブレットを使って「議会だより」の編集・校正作業を行っています。



Q タブレットを導入したから紙の資料は配るのをやめたの？

A 現在は試験的に導入し、本格運用に向けた様々な検討を行っているところであり、紙の会議資料とタブレットで閲覧できる電子データを併用しています。

少しずつペーパーレス化の取組を進めていく予定です。

タブレットを使ってみてどうですか？

作本議員

タブレットの導入により、さまざまな情報や資料を即座に共有することによって、町、議会事務局、議員間との情報交換、連絡などが迅速に対応できるようになりました。



小川議員

タブレットの画面の表示は分かりやすく、持ち運びしやすい大きさであり、スマートフォンに近いため使いやすいと思いました。議会事務局からの連絡等もタブレットでできるため、情報のより速い共有に有効であるし「議会だよりふたば」の編集にも使えると思いました。現在は、タブレットを議会に導入したばかりで不慣れな点もあるので、より有効に使用していきたいです。

山根議員

会議資料の迅速な共有や、会議中に例規集・事例等の閲覧が可能となったことで、効率・効果的な活動に繋がっています。

議会のうらさき

6月

- 3日 福島県町村議会議長会定期総会
- 4日 議会運営委員会
- 議会全員協議会
- 11日～12日 令和6年第2回定例会
- 総務教育常任委員会
- 産業厚生常任委員会
- 議会運営委員会
- 議会全員協議会

7月

- 2日 中小企業庁に対する要望活動
- 福島県町村議会広報研修会
- 4日 第14回全国原子力発電所立地議会サミット実行委員会
- 6日 双葉郡スポーツ交流大会
- 根本マサ様百歳賀寿贈呈式
- 12日 復活の双葉町盆踊り2024
- 13日 双葉地方町村議会議長会
- 16日 加須市議会正副議長来町
- 17日 全国原子力発電所立地市町村議会議長会総会
- 18日 産業厚生常任委員会
- 19日 双葉町行政区長会懇談会
- 22日 原子力損害賠償紛争審査会町内視察

8月

- 1日 双葉地方町村会・双葉地方町村議会議長会合同要望活動
- 双葉地方広域市町村圏組合議会全員協議会
- 2日 双葉町表彰審査会
- 7日 議会全員協議会
- 2日 総務教育常任委員会
- 産業厚生常任委員会
- 9日 相馬港建設促進期成同盟会
- 20日 双葉地方広域市町村圏組合議会消防厚生常任委員会
- 21日 福島県町村議会正副議長・事務局長研修会
- 22日 双葉地方広域市町村圏組合議会総務常任委員会
- 23日 令和6年第2回臨時会
- 議会運営委員会
- 25日 産業厚生常任委員会
- 28日 双葉地方水道企業団議会定例会
- 次世代モビリティ実証セレモニ
- 福島第一廃炉国際フォーラム
- 29日 平木復興副大臣と双葉地方町村議会議長会との意見交換会
- 30日 議会全員協議会
- 30日 双葉地方市町村圏組合議会定例会
- 30日 双葉町・大熊町合同要望活動
- 常磐自動車道等建設促進期成同盟会合同大会・要望活動

石田 翼議員 ご逝去



石田翼議員(満80歳)が去る令和6年7月29日にご逝去されました。

平成19年4月に、住民の皆さんの負託を得て、双葉町議会議員に初当選されて以来、通算3期12年にわたり、地方自治の進展と町政発展のためご尽力され、大きな功績を残されました。

この間、議会運営委員長や総務教育常任委員長、双葉地方広域市町村圏組合議会議員を務められ、優れた識見と円満な人柄により、円滑な議会運営と地方自治の振興に寄与されました。ここに謹んでご冥福をお祈り申し上げます。



編集後記

「議会だよりふたば」は、議会定例会、質疑・討論、議会状況、各議員の一般質問を議会報編集委員会で編集し、固くなりがちな内容を多くの皆さんに読んでいただけるように紙面作りに多くの意見を出して取り組んできました。今後も「議会だよりふたば」紙面作りに一層努力をしますのようしくお願いたします。(小川)

【編集委員会】

- 委員長 作本 信一
- 副委員長 山根 辰洋
- 委員 小川 貴永
- 委員 伊藤 哲雄



議会だよりへのご意見・ご感想をお寄せください。

双葉町議会事務局

電話:0240-33-0309

FAX:0240-33-0310

メールアドレス:

gikai@town.futaba.fukushima.jp